

農業振興地域整備計画を変更する旨の公告（11条公告）

今治市公告 第519号

今治農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定において準用する同法第11条第1項の規定に基づき公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更の理由を、次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のある者は、当該市の住民に限り、令和7年1月26日までに、市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和7年1月26日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和6年12月27日

今治市長 徳永 繁樹



- 1 農業振興地域整備計画の変更案等の縦覧期間
自 令和6年12月27日
至 令和7年1月26日
- 2 農業振興地域整備計画の変更案等の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先
今治市役所農林水産課 今治市別宮町1丁目4番地1
- 3 意見提出または異議申出に当たっての留意事項
期間を過ぎての意見書の提出または異議の申出はできません。
意見の提出または異議の申出は書面によることとし、電話では受け付けられません。
- 4 提出された意見の取扱い
提出された意見の内容は原則公表しますが、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合があります。
意見書に対する個別の回答は行いませんが、変更後の農業振興地域整備計画を公告する際に意見の要旨及び処理結果を併せて公告します。

除外

番号1 変更要件（農振法第13条第2項各号）

項目	検討状況					
第1号 (代替地がないこと)	別添土地選定理由書のとおり検討した結果、当該土地以外に代替すべき土地はないものと判断される。					
第2号 (地域計画への影響)	地域計画は未策定である。					
第3号 (周辺農地への影響)	集落内に位置し、住宅地に近接する農地であり、周辺農地の集団性及び農作業の効率性等に及ぼす農業上の支障はない。					
第4号 (担い手への影響)	土地の所在	中寺地区に認定農業者は9経営体いるが、申請地周辺では規模拡大を図る農業者への影響はない。				
	中寺字大町 472 番 7 中寺字大町 472 番 12					
第5号 (附帯施設への影響)	農道及び水路等は現状のとおり使用するため、施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはない。					
第6号 (土地基盤整備事業の実施状況)	事業の種類	国の直轄、補助等の別	事業(地区)名	施工者	施行年度	完了公告年月日
	該当なし	—	—	—	—	—

番号2 変更要件（農振法第13条第2項各号）

項目	検討状況					
第1号 (代替地がないこと)	別添土地選定理由書のとおり検討した結果、当該土地以外に代替すべき土地はないものと判断される。					
第2号 (地域計画への影響)	地域計画は未策定である。					
第3号 (周辺農地への影響)	集落内に位置し、住宅地に近接する農地であり、周辺農地の集団性及び農作業の効率性等に及ぼす農業上の支障はない。					
第4号 (担い手への影響)	土地の所在	中寺地区に認定農業者は9経営体いるが、申請地周辺では規模拡大を図る農業者への影響はない。				
	中寺字大町 472 番 8					
第5号 (附帯施設への影響)	農道及び水路等は現状のとおり使用するため、施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはない。					
第6号 (土地基盤整備事業の実施状況)	事業の種類	国の直轄、補助等の別	事業(地区)名	施工者	施行年度	完了公告年月日
	該当なし	—	—	—	—	—

番号3 変更要件（農振法第13条第2項各号）

項目	検討状況					
第1号 (代替地がないこと)	別添土地選定理由書のとおり検討した結果、当該土地以外に代替すべき土地はないものと判断される。					
第2号 (地域計画への影響)	地域計画は未策定である。					
第3号 (周辺農地への影響)	集落内に位置し、住宅地に近接する農地であり、周辺農地の集団性及び農作業の効率性等に及ぼす農業上の支障はない。					
第4号 (担い手への影響)	土地の所在	朝倉下地区に認定農業者は9経営体いるが、申請地周辺では規模拡大を図る農業者への影響はない。				
	朝倉下甲 1008 番 2 朝倉下甲 1008 番 6 朝倉下甲 1008 番 7					
第5号 (附帯施設への影響)	農道及び水路等は現状のとおり使用するため、施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはない。					
第6号 (土地基盤整備事業の実施状況)	事業の種類	国の直轄、補助等の別	事業(地区)名	施工者	施行年度	完了公告年月日
	該当なし	—	—	—	—	—

番号4 変更要件（農振法第13条第2項各号）

項 目	検 討 状 況					
第1号 (代替地がないこと)	別添土地選定理由書のとおり検討した結果、当該土地以外に代替すべき土地はないものと判断される。					
第2号 (地域計画への影響)	地域計画は未策定である。					
第3号 (周辺農地への影響)	集落内に位置し、住宅地に近接する農地であり、周辺農地の集団性及び農作業の効率性等に及ぼす農業上の支障はない。					
第4号 (担い手への影響)	土地の所在	中寺地区に認定農業者は9経営体いるが、申請地周辺では規模拡大を図る農業者への影響はない。				
	中寺字中河原 1049番1の一部					
第5号 (附帯施設への影響)	農道及び水路等は現状のとおり使用するため、施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはない。					
第6号 (土地基盤整備事業の実施状況)	事業の種類	国の直轄、補助等の別	事業(地区)名	施工者	施行年度	完了公告年月日
	該当なし	—	—	—	—	—

今治農業振興地域整備計画変更等理由書

1 農業振興地域整備計画の変更理由

該当欄	変更理由
	・農業振興地域整備基本方針が変更されたため
	・農業振興地域の区域が変更されたため
	・農振法第12条の2第1項の規定による基礎調査の結果のため
○	・経済事情の変動その他情勢の推移のため

2 農用地利用計画の変更理由等

(1) 農用地区域への編入

番号	土地の所在・地番	現況地目	面積 (㎡)	編入後の用途区分	理由	編入の具体的理由
1						
2						
3						
計						

注：理由欄は以下の番号を記載。

- ア 10ha以上の集团的農地であるため
- イ 土地改良事業等を実施することとなったため
- ウ 土地改良施設を設置することとなったため
- エ 農業用施設を設置するため
- オ 地域の特性に即した農業の振興を図るため

(2) 農用地区域からの除外

番号	土地の所在・地番	現況地目	面積 (㎡)	除外前の用途区分	理由	除外の具体的理由	除外後の用途
1	今治市中寺字大町 472 番 7	宅地	144	農地	ウ	別紙のとおり法第13条第2項各号の6要件を全て満たしているため。	自己用住宅敷地拡張
	今治市中寺字大町 472 番 12	宅地	26	農地			
2	今治市中寺字大町 472 番 8	田	147	農地	ウ	同上	分家住宅
3	今治市朝倉下甲 1008 番 2	宅地	393	農地	ウ	同上	養鶏場の敷地拡張
	今治市朝倉下甲 1008 番 6	宅地	69				
	今治市朝倉下甲 1008 番 7	宅地	218				
4	今治市中寺字中河原 1049 番 1の一部	畑	694のうち360	農地	ウ	同上	分家住宅
計			2,291				

注：除外の理由欄は以下の番号を記入

- ア 除外する土地が農用地区域の設定基準（農振法第10条第3項各号）に該当しない土地となったため
 - イ 農用地区域に含まれない土地（農振法第10条第4項、令第7条各号、規則第4条の4各号）となったため
 - ウ 農用地等以外の用途に供することを目的に農用地区域から除外する（農振法第13条第1項及び第2項）こととなったため
- 具体的理由欄については、除外することを適当と判断した理由を記載する

(3) 用途区分変更

番号	土地の所在・地番	面積 (㎡)	変更前の用途区分	変更後の用途区分	変更の理由
計					